

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要（両立支援等助成金の見直し関係）

雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課
職業家庭両立課

1 助成金の整理統合

- ・ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を事業所内保育施設コース助成金と改正
- ・ 出生時両立支援助成金を出生時両立支援コース助成金と改正
- ・ 介護離職防止支援助成金を介護離職防止支援コース助成金と改正
- ・ 中小企業両立支援助成金のうち、代替要員確保コース、育休復帰支援プランコースを整理統合し、育児休業等支援コース助成金と改正
- ・ 再雇用者評価処遇コース助成金を新設
- ・ 女性活躍加速化助成金を女性活躍加速化コース助成金と改正

2 生産性要件の設定

事業主が労働生産性を高めていくことに対するインセンティブを付与するため、労働生産性を向上させた場合（労働生産性に係る一定の要件（以下「生産性要件」という。）を満たした場合）について、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金、再雇用者評価処遇コース助成金及び女性活躍加速化コース助成金の助成額を割り増すこととする。

3 各コースの改正概要

① 出生時両立支援コース助成金の改正

支給要件に係る育児休業の定義を見直し、引き続き雇用された期間が1年未満の有期契約労働者に対して講ずる育児・介護休業法に規定する育児休業に準ずる休業を対象に追加することとする。

	支給額	
	育児休業1人目	育児休業2人目以降
中小企業事業主	57万円 【72万円】	14.25万円 【18万円】
中小企業以外の事業主	28.5万円 【36万円】	14.25万円 【18万円】

※ 生産性要件を満たした事業主は【 】の額を支給

【現行制度の概要】

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に助成金を支給する。

	育児休業1人目	育児休業2人目以降
中小企業事業主	60万円	15万円
中小企業以外の事業主	30万円	15万円

② 育児休業等支援コース助成金の改正

- ・ 育児休業の円滑な取得、職場復帰のための育休復帰支援プランの作成や代替要員の確保に取り組む中小企業事業主に対して支給することとする。
- ・ 支給要件に係る育児休業の定義を見直し、引き続き雇用された期間が1年未満の有期契約労働者に対して講ずる育児・介護休業法に規定する育児休業に準ずる休業を対象に追加することとする。
- ・ 育児休業取得者の代替要員を雇用せずに、現に雇用する従業員が業務を代替する場合の職場マネジメントを行った中小企業事業主に対して、当該育児休業取得者の職場復帰時に加算措置を新設することとする。
- ・ 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）に設けられていた育児休業を取得した有期契約労働者が期間の定めのない労働契約を締結している者として復職した場合の加算措置（10万円）を廃止することとする。

	支給額	
①育休取得時	28.5万円 【36万円】	
②職場復帰時	28.5万円 【36万円】	職場支援加算（新設） 左記に加え、 19万円【24万円】
③代替要員確保時 （1人あたり）	47.5万円 【60万円】	有期契約労働者加算 左記に加え、 9.5万円 【12万円】

- ※1 ①②はそれぞれ1事業主2人まで（期間の定めのない労働契約を締結している者・有期契約労働者1人ずつ）支給
- ※2 ③は1人目の対象者が生じてから5年間、1年度10人まで支給
- ※3 生産性要件を満たした事業主は【 】の額を支給
- ※4 職場支援加算は、①業務の見直し・効率化を行い、②他の従業員の増加する業務に対応する手当を支給、③所定労働時間が増加していないなどの条件のもと、育児休業取得者が原職等復帰をした場合に支給
- ※5 有期契約労働者加算は、育児休業等支援コース助成金の対象労働者が有期契約労働者である場合に支給

【現行制度の概要】

中小企業両立支援助成金

・代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対し助成金を支給する。

	支給額
①通常	50万円
②育児休業取得者が有期契約労働者の場合	10万円加算
③有期契約労働者を無期契約労働者として復帰させた場合	さらに10万円加算

・育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者に育児休業を取得させた中小企業事業主及び休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対し助成金を支給する。

	支給額
①育休取得時	30万円
②職場復帰時	30万円

③ 再雇用者評価処遇コース助成金の新設

【新規事業の概要】

妊娠、出産、育児や介護により退職した者が、就業が可能になったときに、退職前の勤務経験や退職後の就業経験等を適切に評価し、復職できる再雇用制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に対して助成金を支給する。

《助成対象事業主》

以下の要件を満たす事業主

- ① 再雇用制度の導入
- ② 対象労働者を期間の定めのない雇用契約により再雇用

《支給額》

再雇用した被保険者1人について、6か月以上継続雇用した場合（1回目）、1年以上継続した場合（2回目）にそれぞれ次の額を支給

	再雇用者1人目	再雇用者2人目から5人目まで
中小企業事業主	各回19万円【24万円】	各回14.25万円【18万円】
中小企業以外の事業主	各回14.25万円【18万円】	各回9.5万円【12万円】

※1 1事業主5人まで支給

※2 生産性要件を満たした事業主は【 】の額を支給

④ 介護離職防止支援コース助成金の支給額の変更

生産性要件の設定に伴い助成額を変更する。

	介護休業の利用	介護のための 勤務制度の利用
中小企業事業主	57 万円 【72 万円】	28.5 万円 【36 万円】
中小企業以外の事業主	38 万円 【48 万円】	19 万円 【24 万円】

※1 それぞれ1事業主2人まで(期間の定めのない労働契約を締結している者・有期契約労働者1人ずつ)支給

※2 生産性要件を満たした事業主は【 】の額を支給

【現行制度の概要】

仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取り組みを行うとともに、「介護支援プラン」を策定及び導入し、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取組を行った事業主に対して助成金を支給する。

	介護休業の利用	介護のための 勤務制度の利用
中小企業事業主	60 万円	30 万円
中小企業以外の事業主	40 万円	20 万円

⑤ 女性活躍加速化コース助成金の見直し

- ・ 中小企業事業主については、管理職に占める女性労働者の割合が雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当する場合に増額する。
- ・ 中小企業以外の事業主については、管理職に占める女性労働者の割合が雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当する場合にのみ支給することとする。

	支給額		
	取組目標達成時	数値目標達成時	女性管理職の割合が条件に該当(新設)
中小企業事業主	28.5万円 【36万円】	28.5万円 【36万円】	左記に加え、 19万円 【24万円】
中小企業以外の事業主	—	—	28.5万円 【36万円】

※ 生産性要件を満たした事業主は【 】の額を支給

【現行制度の概要】

事業主が①自社における女性の活躍に関する現状把握及び女性の活躍推進の課題（阻害要因）の分析を行い、②課題解決に向けた取組目標と数値目標を設定した上で取組を実施し、③女性の活躍推進に向けた取組目標及び数値目標を達成した場合に次の額を助成

	取組目標達成時	数値目標達成時
中小企業事業主	30万円	30万円
中小企業以外の事業主	—	30万円